

第 567 回 企業会計基準委員会(第 7 回「のれんの非償却の導入及びのれん償却費計上区分の変更」に関する公聴会) 議事録

I. 日 時 2026 年 1 月 20 日 (火) 10 時 30 分~11 時 40 分

II. 場 所 財務会計基準機構 会議室

III. 議 題

「のれんの非償却の導入及びのれん償却費計上区分の変更」に関する意見聴取

(説明者: 日本製鉄株式会社 財務部 決算室長 松本道彰様)

IV. 議 事

「のれんの非償却の導入及びのれん償却費計上区分の変更」に関して、日本製鉄株式会社 財務部 決算室長 松本道彰様よりご説明をいただき、質疑応答が行われた。

○川西委員長

それではお時間となりましたので始めていききたいと思います。第 567 回の企業会計基準委員会となります。本日もお忙しい中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。本日の出席状況ですけれども、佐藤委員がオンラインでご参加、残りの委員の皆様は会議室にお越しいただいています。したがって、委員会の開催要件を充足しています。第 567 回企業会計基準委員会は第 7 回のれんの非償却の導入及びのれん償却費計上区分の変更に関する公聴会として開催いたします。2025 年 7 月 24 日に開催されました第 551 回企業会計基準委員会において、企業会計基準諮問会議からの依頼を受け当委員会は、のれんの非償却の導入及びのれんの償却費計上区分の変更の提案により会計基準として改善が見込まれるかどうかについて、関係者から意見聴取を実施することとなりました。また、2025 年 11 月 17 日に開催されました第 55 回企業会計基準諮問会議において、それまでに開催された公聴会について当委員会より報告を行い、今後の進め方についてご審議いただいた結果、可能な限り追加的な意見聴取を行うことが当委員会に依頼されました。意見聴取は、当委員会の通常の審議と異なり、当委員会及び委員が「のれんの非償却の導入及びのれん償却費計上区分の変更」に関して判断や評価を行うものではなく、関係者からの意見聴取の結果を企業会計基準諮問会議に報告することを目的として実施するものです。意見聴取は公聴会という形式で実施し、通常の審議を行う当委員会の会議とは明確に区別して行います。公聴会は公益財団法人財務会計基準機構会議室において対面で行い、Zoom ウェビナーを通じてライブ配信を行うことで一般に公開し、傍聴可能とします。なお、意見聴取の様子の録画及び意見聴取時に関係者が使用した資料等につきましては、公聴会の実施後、ウェブサイトにおいて公開いたします。本日の意見聴取ですけれども、対象者は日本製鉄株式会社 財務部 決算室長の松本道彰様をお願いしたいと思います。本日、当財団の会議室にお越しいただいています。進め方ですけれども、まず、松本様よりご説明をいただいた後、当委員会の委員から質問させていただくという形にしたいと思います。そ

れでは早速ですけれども、松本様よろしくお願ひいたします。

○松本道彰様

日本製鉄の松本でございます、よろしくお願ひいたします。まずご説明する前に、前提として、日本製鉄は国際会計基準の任意適用会社であり、日本基準について会社として意見を述べるという立場ではないので、あくまで個人の、長年会計の現場に身を置いた人間としての立場と、産業界から意見発信に携わってきた立場から意見を申し上げさせていただければと思っています。質問書をいただいていますけれども、その前に、私の基本的な考え方についてご説明させていただければと思います。

まず、最初に誤解のないようお願いできればと思いますけれども、私自身は、今般、スタートアップの皆様がこの提案をされてきている背景にあるスタートアップの取引の活性化などの点について、何ら反対するものではないという立場です。当然、日本経済において貢献が見込まれるということであれば、スタートアップの皆様に対する支援は行うべきであると思っていますけれども、今回のご提案に関しては、その手段が会計基準の変更という形になっているということについては、疑念を持っているという立場です。皆様に向けて申し上げるようなことではないかもしれませんが、会計基準は、平たく申し上げると、我々企業のマネジメントに関わっている者からすると、やはり企業経営の実態を適切に反映すべく、設定されるべきものと考えています。この考え方の下では、会計基準を改正するということは、企業を取り巻く経営環境の変化などを踏まえて会計基準が今の実態にそぐわないという状況がある場合に、これを適切に反映すべく会計基準を改正することが必要であるとは思っていますけれども、政策的な手段やある誘導的な目的のために、会計基準を変更すべきものではないと考えています。政策的な手段やある目的に沿って、会計的な理論的な背景なく会計基準を改正することになれば、稚拙な言い方になりますけれども、何でもありという状況になりかねないですし、やはり、日本の会計基準の信頼性を担保するという意味でも、私は改正すべきではないのではないかと考えています。この場で改めて申し上げる話ではないかもしれませんが、歴史的に第三者としての職業的専門家である会計士の皆様は財務諸表の監査を実施している意味、それから、企業会計基準を設定する主体があえて官ではなく民間の独立機関として設けられている経緯、これらを踏まえると、会計基準は単なるルールではなく、企業の経営の実態をいかに適正に表していくかということが極めて重要な命題であると考えていますので、こうしたことも踏まえて、企業会計基準の改正については、慎重に考えていくべきであると個人的には思っている次第です。

もう1つ基本的な考え方として、国際会計基準に整合性をとっていくという考え方、こういう論点があるかと思いますが、これはあくまで個人の意見ということではありますが、昨今の国際会計基準の動きは、必ずしも正しいと思えるような動きになっていないという点に懸念を持っています。すなわち、個人的には、日本の会計基準を、国際会計基準に右に倣えて盲目的に合わせていくというものではないと理解しています。足元、国際会計基準の中では、制度開示と任意開示の区分について少し線引きが曖昧な形で進んでしまっているということもありますし、特に、企業の立場からすると、現在議論されている持分法の改正などは適切なプロセスを経ず、会計基準を変更するような方向で議論がなされているというような認識をしています。これは正しい認識ではないかもしれませんが、一部の投資家の方々

の意見が色濃く反映されているという背景もあるのかなと捉えられるような一面もありますので、憂慮しています。もちろん財務諸表という意味では投資家は非常に重要で、我々も資本市場に身を置く立場としては、極めて重要であると思っていますけれども、財務諸表は、そもそもさまざまなステークホルダーが使用するものですので、そのような観点というのは常に持つ必要があると思っています。企業側の立場からすると、会社をマネージしていく中で、感覚と合わないような改正や提案が増加していることも懸念をしまして、このようなことを踏まえると、日本として適切な意見をもって適時に意見発信をしていくということは極めて重要なことではないかと考えています。日本基準はある意味で言うと、日本としてあるべき会計は何なのかということを実現するものと思っていますので、このような意味でも、慎重に考えていくべきだと思います。また、IFRS に右に倣えということだけであれば、あえて日本として会計基準を持つ意味もないということになってしまいますので、このような点も含めて、今回のことは考えていく必要があると考えています。これが基本的な考え方ということになります。

続いて、いただきましたご質問に沿って答えていければと思います。まず、のれんの会計処理の非償却を導入する会計基準の改正を支持するかまたその理由は何かとご質問をいただいている認識です。非償却は、個人の意見ではありますが、個人的には、支持しないという認識を持っています。のれんは、本来的には償却すべき性質のものであって、歴史的に日本から発信をしてきたように、企業経営の実態から、のれんは時間の経過とともに減耗をしていくものと捉えています。実際に我々も、会社を買収して、のれんの価値があるということが、何ら努力やリソースの投入なく維持できるという感覚は持っていません。そのような点からすると、ブランド価値を維持するために、のれんの価値を維持するために、リソースは継続的に投入していくということが前提になりますので、非償却のままで置いておくということは、結果として自己創設のれんを計上していることに等しいという認識を持っています。特に、のれんを償却から非償却に変えるということであれば、足元の企業を取り巻く経営環境が変化して非償却の方がより実態を表し適切であるということがあれば良いですけれども、少なくとも現在そのような認識を個人的には持っていないので、償却から非償却に変更するだけの会計的な理屈は個人的には考えられないのではないかと考えています。このため、非償却については基本的に支持する立場にはないと申し上げたいと思います。

次に、のれんの償却・非償却の選択を認めるべきかという質問をいただいています。これについては、のれんの償却・非償却の選択については、明確に支持しないというスタンスです。これは言うまでもないことではありますが、のれんの償却・非償却というのは、あくまでのれんの価値が費用として発現していく際に、実態としてどのように発現していくのか又は発現しないのか、そのような実態で判断すべきものであると考えてしまして、会計基準のあるべき姿という点からすると、実態を反映するか否かに関係なく、会社の自由選択でのれんの非償却を選べるというのは認めるべきではないと考えています。結果として、同じような経営実態の会社が会計処理の選択によって、異なる数字の見え方となることは、比較可能性という意味でもあまり好ましくないことではないかと考えています。この中で、個人の意見ではありますが、のれんの非償却か償却かということについて、必ずしも、明確にどちらが正しいということは明瞭ではなく、だからこそ2年前までも、国際会計基準の中でも非償却から償却への議論が再度なされたと認識しています。非償却が絶対的に正しいということであれば、もちろん議論が不要とい

うことではありますけれども、そうではなかったからこそ、このような議論が起きたということであり、IASB からも説明を受けましたけれども、結果的にのれんを非償却から償却に変更する程の理由がなかったという極めて消極的な理由で、変更が見送られたと認識しています。ですので、この辺りは当然何が実態として正しいのかという点の議論は、引き続き潜在的にあると思っています。実際、世界ではのれんの残高が増え続けているということがありますし、too little, too late の、いわゆる損失を少なめに見積る、認識が遅れがちになるというリスクは現実問題あると思っていますし、経営環境や経済環境が大きく変化すれば、再び償却の議論が起きる可能性は個人的にはあるのではないかと考えています。償却の正当性自体を、今後も継続して確認していく必要はあろうかと思っています。このような議論の中では冒頭でも申し上げましたが、IFRS と平仄を合わせてのれんを非償却にして国際的な比較可能性を担保すべきではないかという意見があるというのももちろん承知しています。ただし、現実問題としては、のれんを非償却にするという改正だけでは国際会計基準と平仄を合わせているとは言えないのではないかと考えています。実際、我々も IFRS を適用していく中で、のれんを計上するということになりますと、PPA によって、のれんから償却可能な無形資産に振り分けるということを行うわけです。実務的には可能な限り、企業によって違いがあるかもしれないですが、非償却資産を可能な限り少なくして償却性資産に持っていくという手順が現実的には行われているということですし、減損についても、日本基準とは減損に至るプロセスも細かい点で言えば IFRS と日本基準は異なります。そのようなことも踏まえると、のれんの非償却の改正を行って IFRS と平仄が合うということではなく、無形資産や有形固定資産等の周辺の会計基準も、併せて整備するということが議論としては必要なのではないかと考えています。このようなことに鑑みると、国際会計基準では現在、無形資産の会計基準について再度検討をしている中で、議論そのものもまだ動いていくという中で、かつ、大掛かりなものとなると時間やコスト等もかかってくることになると思っています。単にのれんを非償却にすれば良いというような話ではないと思っています。先ほど申し上げたとおり、個人的には国際会計基準の改正には課題感があると思っています。特に、昨今でいうと基本財務諸表は既に決まっていますけれども、例えば、持分法投資損益が営業利益の外に出るというのは日本企業が持分法会社を主要なビジネスの一環として特に海外などに有していることを踏まえると、極めて実態の感覚に合わない改正がなされているということや、のれんについても、償却・非償却の議論だけではなく、シナジーに係る注記などは、本来、制度開示で開示すべきものではないと思います。もちろん企業として、積極的に開示して資本市場にアピールしていくということについては、何ら反対するものではないですけれども、どうも制度会計の枠を超えて議論がなされてしまっているような側面があるということや、昨今、持分法会計の改正では一行連結という考えが少し揺らぐのではないかと、このような点もやはり持分法会社を事業としてやっている我々からすると、非常に実態感と異なる改正が多いということで、少し論理的な立て付けも、個人的な見解でありますけれども、明瞭さを欠いているのではないかと考えていますので、あるべき基準として国際会計基準があるべく、日本として意見発信を続ける必要があるのだろうと、その中でのれんは極めて重要な対象であると思っている次第です。日本基準として、あえて国際会計基準とは別個に基準を保持するという意味も含めて、これが日本としてあるべき会計基準であるということによって置けば、このような国際的な議論に対しても役立つと思いますので、この辺りは極めて慎重に判断を

していく必要があるのではないかと考えています。まず、(1)でご質問いただいた点については、以上のお答えになります。

次に、(2)国際会計基準を適用することにより非償却とすることも可能となることをどう考えるかとお質問いただいておりますが、その前に、IFRS 任意適用企業である当社から見たのれんの非償却を導入する場合の負担についてどう考えているか、ご質問いただいておりますのでこちらを先にお答えできればと考えています。まず、IFRS を任意適用して、のれんを非償却にした場合にどういうことになるかということ言えば、もちろん日本基準に比べると負担は増えていることは感覚としても持っています。詳細はまた述べますが、かつ、今回ののれんを非償却にした場合、日本基準をのれんの非償却にした場合、これが上場企業だけではなく、非上場の会社法上の大会社まで広く適用されることになると極めて留意が必要なのではないかと思っております。当然ながらスタートアップの皆様はこれでも良いということで仰っていると思いますが、非上場の会社法上の大会社まで適用されることについては、留意が必要なのではないかと思っています。実務においては、のれんから無形資産を切り出す PPA、それから減損テスト、これらはかなり負担になるということです。実際に我々も IFRS を任意適用してから時間が経ちますので、実務としては安定していますが、導入時は当然、その負荷の増加という点での対応が余儀なくされたということです。かつ、PPA や減損テストについてはバリュエーションの知識や、各パラメーターがどのように動き、どのような相関関係があり、どのようなことが会社としての落としどころになるのかに関しては相応の時間をかける必要があると思っておりますし、それなりの能力のある者をそろえなければいけないと。逆に、そのような対応がなかなか難しいということになると、外部の第三者にレポートを依頼するなどのコストもかかってくるということが想定されるということです。当然大規模の取引になると、第三者のレポートというのは監査上も求められるというのが通常であります。会社法上の大会社というのは比較的、中規模・小規模の会社が現実的には多いことも踏まえると、このような会社は大企業に比べると、経営基盤という意味ではそこまで盤石な基盤を持っているわけではないので、会社にもよるとは思いますが、相対的にはリスクが高まるだろうと考えています。そうすると、監査上も規模の割に工数が多くなると想定され、非常に企業側にも負担になってくるのではないかと危惧しています。それから、国際会計基準の方が、3 ステップではなく 2 ステップになることから、減損損失の認識という点ではハードルが低くなりますので、減損テストやそのような落とし込みには感度がさらに求められることになるのではないかと考えています。こういうものが、体力のない会社に導入されるとなると、金額的、工数的、それから人材面、いずれの面でも大きな負担になるのではないかと憂慮しています。かつ、中規模・小規模の会社であった場合にはなおさらですけれども、非償却の場合は業績が悪化した際にのれんの減損を含めて、表現が適切かどうか分からないですが、雪だるま式に損失が増えていくことが想定され、経営の健全性の担保という意味からも、非償却には課題があると認識しています。もちろん体力のある大企業であれば、実際我々も IFRS を任意適用していますので既に実務として定着していますけれども、すべからず非上場の会社にも適用されることになると、影響は極めて大きいと考えています。連結子会社における実務への影響についてもご質問いただいておりますが、当社グループにおいても子会社の単体財務諸表上も当然子会社の中での再編等もありますので影響が出てくるという認識を持っています。以上が、(3)のれんの非償却を導入する場合の負担についてのお答えです。

IFRS 会計基準を適用することにより非償却とすることも可能となることをどう考えるかという質問です。これも極めて個人的な意見ですけれども、IFRS においても中小企業向け IFRS では、のれんの償却が求められているという認識です。IASB の資料でも拝見したことがありますが、記憶が定かではないですけれども、中小企業には減損テストの負担が大きいから、中小企業向け IFRS ではのれんは償却するというようなことがあったかと思います。このようなことを踏まえると、ある意味では、のれんの非償却の導入とそれに付随するコストというのはバーターになっているのではないかと考えています。非償却をあえて選択するというのであれば、先ほど実務的なことも申し上げましたが、コストがかかるということに関しては認識を持つ必要があるのではないかと考えています。現行制度上、上場会社は IFRS の任意適用が認められていますけれども、非上場会社であってものれんの非償却を導入したいという会社があるならば、IFRS の任意適用の範囲を非上場会社まで広げることはあっても良いと思っています。ただし、その場合は当然 IFRS 財務諸表の適正性を確保する体制は必要と思いますので、かなりの負担になるだろうと思っています。このため、のれんを非償却とすることも可能とすることをどう考えるかに対しては、IFRS 会計基準そのものの導入という意味では上場企業だけではなく非上場まで認めるというご要望があるのであれば、これを考える余地はあるかと個人的には思っています。

のれんの償却費の計上区分についてご質問いただいていますので、それについてお答えをしたいと思います。償却費の計上区分を変更する改正を支持するかという質問ですが、個人的には、支持しないという考えです。償却費の計上区分というのは、当然、企業の実態に合わせて原価や販管費や営業外などに区分すべきであり、企業が営業活動をするために企業買収して計上したのれんを営業外費用にする理由は、私はないと思っています。繰り返しになりますが、会計基準は、企業の業績や経営実態を適切に反映させるものですので、会計理論的な裏付けのない特定の利害に伴う改正というのは、すべきではないと考えていますので、のれんの償却費の計上区分を変更するという点に関しては、支持しないと申し上げたいと思います。

それから、のれんの償却費の計上区分の変更を支持する場合、いずれを支持するかというご質問について、のれんの償却費の計上区分の変更を支持しませんが、あえて申し上げると、支持する場合の②で書かれている販管費に計上した上でのれん償却前営業利益をのれんの償却費を計上するという点に関してはこれは会計処理そのものは実質的には変わらない、あくまで表示上の問題ですので、これでスタートアップの皆様が救われるのであれば、あえて反対する必要はないかなと思っています。一方で、ご議論の中で M&A の当初のスクリーニングでのれんの影響が排除されないといった点が問題視されると伺っていますが、これはあくまでスクリーニング側の会計に対する考え方の問題でありますし、その認識の問題でありますので、かつ、少し立場が違えばということもあるかもしれないですが、M&A や企業買収をする上で、キャッシュ・フローを使うというのは通常そのような考えで行うということですので、あくまでこれはスクリーン側の都合とその考え方によるものだと思いますので、本音としては、そのようなスクリーニング側の都合で会計基準を変えるというのは本来やるべきではないとは思っています。そのことは付言させていただければと思います。その他、のれんの償却費を営業外に計上するというのは先ほど申し上げたとおり反対ということでありまして、IFRS 第 18 号における「経営者が定義した業績指標」いわゆる MPM を導入したらどうかというお話も書いていますが、非上場の会社まで適用対象にな

るということを踏まえると、これは極めて too much な対応だと思いますので、賛成はできかねると考えています。私からはいったん以上になります。

○川西委員長

松本様ご説明ありがとうございました。それでは委員の皆様からご質問等あればお受けしたいと思いますが、いかがでしょうか。米山先生、お願いします。

○米山委員

松本様、大変貴重な情報提供してくださいまして、ありがとうございました。まずは御礼申し上げます。首尾一貫したスタンスからご説明くださいましたので、ご説明自体に関する質問というよりは、ご説明に関連した質問を1つさせていただきたいと思っています。のれんを非償却とした場合のコストの増加ということについて、丁寧にご説明いただいたと理解しています。のれんを非償却とした場合には、償却した場合と比べて、投資家に対して提供する情報の内容が変わってくると思います。非償却とした場合、松本様は実態ということを何度か強調しておられましたので、経営成績に関する実態が表示しにくくなるというお考えがあるのではないかと推察しました。

私の質問ですが、もしのれんを非償却とした場合に、業績の見せ方として何か不都合があるのかということと、仮に不都合があったら、その不都合を、例えば補足的な開示によって、どのように克服しておられるのかということ、可能であればお聞かせいただきたく存じます。よろしく願いいたします。

○松本道彰様

のれんを非償却とした場合に業績の見え方に不都合があるのかということ言えば、これは概念論の世界だと思いますけれども、我々はIFRS適用企業でありますので、現状、のれんの非償却の下でやっている中で、不都合があると思っているわけではないですが、本来、自分たちが買収をするにあたって投下した資本というのは、やはり回収すべきであるというのが基本的な概念としてありますので、そのような意味で本来は償却すべきところから申し上げている次第です。実際に巨額ののれんが発生した場合にはどのような開示になるのかということになれば、当然、これについて将来毀損するリスクということに関しては適切な説明をしない限りは投資家の皆様も極めて不安に思うわけでありまして、そのような点について中長期的な視点からの損益的な見え方や、今後どのように我々が成長していくのかなどをしっかりと丁寧に説明していかないと疑念を持たれるだろうとは認識しています。

○米山委員

よく分かりました。ありがとうございます。

○川西委員長

他いかがでしょうか。熊谷さん、お願いします。

○熊谷委員

今の点に絡みますけれども、M&A を行った際に投下資本を回収すべきであるというお立場で、そのような立場からすると本来のれんを償却していくべきと思いますけれども、IFRS に移行されて、御社は比較的大規模な M&A もなさっていると思いますが、社内管理上、そのような投下資本の回収をどのような形でトラックされているのでしょうか。例えば、仮想的に償却のようなものを想定した上で管理されているなど、そのようなことをなさっていますでしょうか。

○松本道彰様

仮想的な償却という形ではないです。どちらかというところと当初のキャッシュ・フローの見積りに対して今どういう状況にあるのかというところで見えていくのが主体になっています。先ほどから申し上げている償却というのはあくまで概念的に申し上げている点でありまして、実務として仮想で償却をしているかという、そのようなことはしていません。

○川西委員長

他はいかがでしょうか。栗原さん。

○栗原委員

ご説明ありがとうございました。まさに首尾一貫したご説明でよく分かりました。国際的な整合性を取っていくという必要性はあるものの盲目的に合わせていくものではないということと、ある意味、日本としての立ち位置、意見発信する術としても、日本の会計基準で償却を維持すべきだという理解をしています。他方で、日本の企業の中で、御社もですけれども、IFRS 適用企業がますます増えていくような状況、会社の数としてはあまり多くないと思いますけれどもマーケット・キャップ・ベースでは相当な金額で増えている状況に関してどうお考えか、ご意見をお聞かせいただければありがたいです。よろしくをお願いします。

○松本道彰様

国際会計基準の適用という意味で言えば、我々も現在グローバルで事業展開していくという中で、国際的なスタンダードという意味では、国際会計基準に意味があるというのは全くそのとおりですし、IFRS 適用企業が増えていることについては、ビジネスがグローバル展開されている会社がそれだけ増えているという証左でもあると思いますので、これ自体は、望ましいことではないかと思えます。途中で申し上げたとおり、国際会計基準そのものの適用というのは総合的に判断して導入をしているということですので、あくまでのれんという点にフォーカスを当てた際に、本来どうあるべきなのか、はまた別の話になってくると思っていますので、そこは切り離して議論をしていくのかなと思っています。ですから、今回の議論自体が、国際会計基準の導入企業が増えているということであるから日本基準も、ということに繋がるのであれば、のれんを単に非償却にするというだけではなく、無形資産や有形固定資産なども含めて改正しないと国際的なスタンダードとは言えないだろうと思えますし、その辺りは慎重に考え

るべきではないかと個人的に思っている次第です。

○川西委員長

ありがとうございます。他はいかがでしょうか。吉田さんお願いします。

○吉田委員

ご説明いただきありがとうございます。特に質問事項の(3)については、仮にのれんの非償却を導入した場合の実務上の課題をよく把握できる、実務家からのご意見だったかと思えます。私から2点質問させてください。1つ目ですけれども、非償却に賛成される方のご意見として、現状、日本基準が償却になっていること、あるいは償却の会計基準をベースとすると、例えば PMI がおろそかになるなど、モラルハザードと言うと言い過ぎかもしれませんが、経営者の方が償却されていることにあぐらをかいてしまい、減損損失が認識されにくくなることによって、減損には投資の失敗という意味合いが強いですから、償却していることで少し安心してしまうような側面があり、企業経営としては適切ではないのではないかといった言い方がされることがありますけれども、これに対して松本様のコメントやご意見をいただきたいというのが1つ目です。

○松本道彰様

のれんを償却をすることによって PMI がおろそかになるというのは、私はあまりよく背景が分かりませんが、むしろ償却がある中で、企業として利益を出していくということが、ある意味で言えば、投下した資本に対して適切な回収を行い、さらにシナジーを生み出しているという証左になるので、むしろ逆ではないかなと個人的には思います。

○吉田委員

ありがとうございます。もう1点は、実際にのれんの非償却を導入した場合の実務上の課題という点を把握させていただくための追加質問という意味合いになりますけれども、非償却をベースにして減損テストをすると、先ほど実務上の課題がさまざまあり、リソースや専門的知識といったお話もありましたが、どうしても経営者あるいは経理・財務を主管されている方からしてみると、できれば減損を認識したくないという意識になってしまうことはあるかもしれないですけれども、そうならず適切な財務報告を遂行していくために重要な部分というのが何になるかについて、実務に携わっている松本様がどのようにお考えになっているかお聞かせいただいてもいいでしょうか。

○松本道彰様

のれんの非償却をベースに減損テストをする場合に、仰るとおり、企業側の立場として減損を可能な限り避けたいというのは当然あると思います。これは当然自分たちが事業をしている中で失敗と認めるか認めないかと聞かれた際に、喜んで認める人がいないということはあると思いますので、そのとおりだと思います。ですから、too little, too late のような課題が出てくると認識しています。我々が実務

として、どのように取り扱っていくのかという点で言うと、発生しているのれんに対する事業がそもそも事業としてうまくいっているのか、いっていないのか、そこがまず分岐点であると思っています。ですから、会社を運営していく中で、実際に会社としてここにリソースを投入し改善を図っていくということになれば、当然そこはまだできるという判断をしているからこそやっているわけであり、その判断とそぐわないような形で単に延命というような形にならないようにというのは、もちろん財務と会計を携わる者としては、意識をしているということになりますけれども、逆に言うと、それがすべてではないかと思っています。

○吉田委員

ありがとうございます。追加で1点、今の点に関連しまして答えにくいということであればお答えいただかなくても大丈夫ですけれども、当然判断の領域になってきますので、担当される監査法人の方とも結構深い議論になると考えますけれども、一般論で結構ですので、仮にのれんの非償却の導入をした際に、監査法人とのやりとりにおいてどのような点が実務上の課題になっていくのかコメントをいただければと思います。

○松本道彰様

実務上の課題といいますか、監査人の皆様は当然立場が違うので、本当は減損しなければならないのではないかという立場から議論をされると思います。その時に、監査人の皆様からすると仕方ない部分ではあるのかなと思いますが、極めてロジカルに考えられるということがあると思いますが、一方で、企業側の立場から、本当に監査人が言うロジカルというものがビジネスをやっていく上で本当に我々の肌感覚に合っているものなのか、そのような点での違いというのは当然出てくるので、その辺りは交渉していくという中では労力がかかる部分になると認識しています。これは出てくるとなれば、どの会社様でも恐らくそうだと思いますけれども、自分たちでこう考えている、こういう状況の中でこのようになっているということに対して、これが世の中の一般的な理論的なものと、どのように乖離しているのかという点について、客観的に分析するというのはなかなか難しいことがあるので、この辺りの主観性と監査人から見たときの客観性という点が常に交渉の中で時間と議論がかかる部分になると認識しています。

○吉田委員

ありがとうございます。足元の買収されたビジネスの状況の理解とそれに対する共通認識という点が非常に重要ということを理解しました。

○川西委員長

他いかがでしょうか。小出先生お願いします。

○小出委員

ご説明ありがとうございます。大変明快なご説明でよく分かりました。個人的には同意する部分も多いかと思いましたが、先ほどからの議論の中で、投資の失敗を意味することが多いから減損はなるべくしたくないというご見解があり、確かに実務的にはそうなのかなと思いましたが、一方で、ご説明の中で、実務の感覚としてもものれんは時間の経過とともに減耗するものという感触を持っておられるというお話を伺いまして、そうであれば、投資が失敗していなくともものれんは、時間が経てば減耗していくものであり、減耗していけば当然減損する必要が出てくるということなのかなと思いましたが、そうすると、必ずしも減損したことをもって失敗であるという感覚がどこまで共有されているのかというのがまず1つ目の非常に素朴な質問です。

もう1点、それと関連しますけれども、例えば御社も含めて IFRS 任意適用企業というのは非常に大規模な企業で、投資家からも多く注目を浴びていると思いますので、投資家との間のいわゆる IR のようなさまざまな対話の機会も多いと思いますが、投資家との対話の機会の中で、のれんの金額について問題になることがあるのかどうか、例えば、御社は適切に減損しているかといったプレッシャーなどを受けることが実態としてあるのかどうかについて教えていただければと思います。

○松本道彰様

最初のご質問については何をもって失敗というか次第と思います。事業そのものが完全に失敗して立ち戻れないという状態を失敗ということもあるかもしれないですし、少してこ入れをすれば改善していくという状態も失敗と言えば失敗ですので、どういう見方をするかによって異なると思います。償却するということは、結局償却以上の利益を出していかなければいけないということになりますので、もちろんトータルで見た中で利益が出ているだけでは分からないという意見はあるかもしれませんが、会社として最低限やるべきことというのは、のれんも含めた投入額も含めて利益を出していけば、その部分は回収できているということになるので、合理性があると思いますし、のれんを非償却とした場合に、必ずしも失敗と言い切れるかどうか分からないですけれども、先ほど申し上げたとおり失敗と言ってもさまざまな失敗がありますので、その中でどのように考えていくか次第と個人的には思います。ですから、必ずしも、減損イコール失敗ということではないだろうと、要するに、減損は事業として立ち行かないということではないとは理解しています。

IR においてのれんの金額を聞かれることがあるかについては、当社の場合は製造業ですので、基本的に状況によっても違いますけれども歴史的にはそれほどのれんの残高が非常に多額であるというような会社ではないので、それ自体を個別に聞かれたことというのではないです。

○川西委員長

ありがとうございます。安宅さん。

○安宅委員

ご説明ありがとうございました。今日のご説明の本質と理解をしたのが「実態」という言葉で、難し

いと思ひながらお聞きしていました。企業実態を反映すべき、会計制度の改正には企業の環境変化などに適切に対応することが必要であり、のれんの非償却・償却の選択を支持されないのご意見について、のれんの価値が費用として発現するかどうかは実態を表すべきであり、自由に選択をするという発想ではないという点は仰るとおりと思います。のれんの非償却を支持しない理由として、実態が減耗していくものであるという点は、難しいところですが、実態とは何かという点について、反対意見には、必ずしも償却することが実態と合っていないのではないかと、例えば 20 年で償却するということが本当に実態なのか、10 年での償却が実態なのか、何年が良いのか、あるいは、時代が急速に進展して IT などの見えないものがますます増えていく中で、これまで実態と思っていたことがそもそも何なのだろうかという問いが出てきています。あるいは、従来から異なっているであろうこととしては、買収した後、事業として最後まで持ち切るのが普通だった時代から、インベスト・ダイベストが行われエグジットがあり得る世界になってきたことなどを踏まえると、ダイベストした際のバリューは実態ではないのかなど、さまざま考慮すると、実態とは何かという意見は、半々に分かれていると思います。そのような実態について、対案としてさまざまな意見があることについて、どのように思われますか。

○松本道彰様

非常に難しい議論とは思っています。実際に直近 10 年くらい見ていたときに、過去 100 年以上かけて会計の議論、会計基準は作り上げられ、歴史的にさまざまな検討を経てきているということからすると大きな変換点にあるというのは認識していますし、特に、無形資産の部分の評価が難しいというのは理解しています。例えば、国際会計基準の中で非償却から償却に変えなかった。この中で、のれんの非償却を償却に変えるほどの理由がなかったためであるという説明を受けました。長年積み上げてきた中で、議論があるものを、明確に一方に変更すべき理由がない中で変更するという事は相当に難しいのであろうと個人的にも認識をしまして、納得しているわけではないですが、ある意味致し方ないこともあるかなと認識しています。のれんの償却期間が 10 年か 20 年か、本当はどうかなのかということについては、割り切って決めごとの中で会計処理をしてきたというルールと歴史があるわけですので、それを覆すだけの対案なのか、という点が最大のポイントではないかと思ひます。のれんの非償却の方が実態として合っているということが立証できれば当然議論として俎上に載せるべきとは思ひますが、現行のものに疑念や反対があるからといって、これに関する明確な議論がないという状況で変更するかというと、変更することにはならないだろうと個人的には思ひます。

○安宅委員

非常に難しい質問と分りながらお伺ひして、真摯にお答えくださりありがとうございます。現状という今の与えられた環境というのは、これまでの経緯がしっかりあり根拠があったはずであるから、変更すべき明確な根拠なく思い切って線を跨ぐことは、IASB もできなかったように、我々も慎重になるべきではないか、とお考えで、必ずしも対案の実態を否定されることはなく悩ましい点であり、どちらも否定できないと受け取りましたが、その理解で正しいでしょうか。

○松本道彰様

はい、大丈夫です。

○安宅委員

ありがとうございます。

○川西委員長

ありがとうございます。佐藤さん、お願いします。

○佐藤委員

ご説明ありがとうございました。PPA の償却について少しご説明いただきましたが、ご説明の中で、できるだけのれんの金額を減らして償却可能な方に持っていくというお話がありましたけれども、具体的にどのようなケースがあるのか教えていただきたいというのがまず1点目です。

○松本道彰様

ご質問は、PPA において無形資産に振り分ける際に、どのような実務が行われているのかということでしょうか。実際には、無形資産として識別できるものとして最も一般的にあり得るのは顧客に関する関連資産、顧客リストや権利に関する識別できるものということだと思いますけれども、今までの経験では、一般的に最も多いのは顧客に関する関連資産ではないかと思います。もちろんそれ以外の識別可能な権利等を有しているような場合はそれも評価するという形にはなります。

○佐藤委員

IFRS の PPA に関して、のれんに入っているものから償却できるものに振り替えるというお話があったと思いますけれども、それは具体的にどういうケースがあるのでしょうか。

○松本道彰様

計算の方法でしょうか。計算の方法は、各資産、今申し上げた例えば顧客関連資産であれば顧客関連資産から生じる収益、超過収益のようなキャッシュ・フローを算定して、現在価値に落とし込み、それを用いるという計算になります。

○佐藤委員

会計士とは利害は一致するのでしょうか。

○松本道彰様

最終的にはもちろん、利害が一致しなければ監査が完了しないので一致することかと思いますが。ただし、通常は第三者のレポートが求められるケースが多いです。ですから、会社があくまで独自で算

定したということと第三者の客観的な目線で見えてどうなっているのかというところを合わせ技でもって、監査人と交渉するというようなケースがほとんどではないかと思えます。

○佐藤委員

のれんの耐用年数とは違って、利害は基本的に対立しないということでしょうか。

○松本道彰様

のれんの耐用年数のところはもちろん議論にはなりますけれども、対応年数も含めて計算過程の中で、例えば顧客がどのように減っていくのかなどのパラメーターを含めて年数を算定しますので、それも含めて協議をしていくという形になります。

○佐藤委員

のれんの金額を減らすということになるということですか。

○松本道彰様

のれんの非償却部分を残すことは将来の減損リスクをその分抱えることになりますので、抽出可能な限り償却性の資産を抽出して、その残りがのれんになるという形ですので、結果として、のれんの手当というものは、当初の投資差額として出てきたものより小さくなるという意味で申し上げています。

○佐藤委員

ありがとうございました。

○川西委員長

ありがとうございました。他いかがでしょうか。松下さん。

○松下委員

ご説明ありがとうございました。スタンスについては十分と理解させていただきました。少し話が変わりますが、国際的な比較可能性の観点からのれんの非償却に変更することも今回論拠として上がっていて、そこはご理解されているということですが、実際にその点のみを改正したとしてもあまり国際的に比較可能になるとは言えないのではないかというお話もありました。しかし、現実的にこの部分は非常に大きな差であると思いますが、のれんの会計処理を合わせることによって、国際的な比較可能性は担保されないものでしょうか。

○松本道彰様

まず、比較可能性とは何であるかからだと思っていて、我々が国際会計基準を適用したときは、国際会計基準そのものには裕度があり、我々自身の実態をより表しやすい基準であったと思います。た

だし、昨今の動きを見ていると、比較可能性を高めるという目的の中で画一的に当てはめていこうという動きが出てきていると思っていて、この比較可能性が本当に比較可能性と言っていいのかどうかということに、個人的には疑問を持っています。確かに仰るとおりのれんの金額は大きく、それを合わせるだけでも比較可能性があるのではないかとということでもあります。それは、比較可能性というのが形式的な比較可能性であるということであればそうですけれども、本質的には実態を反映した上での比較でなければいけないと個人的には思っています。形だけを比較するというのであれば仰るとおりです。それだけでも担保できるということかもしれないですが、それが本来あるべき比較可能性なのかという点を本来議論すべきではないかと個人的には思っています。

○松下委員

ありがとうございます。なかなか難しい議論かと思えます。特にクロスボーダーの案件で、日本の会社がターゲットになる場合など、さまざまなことを思いながらスタートアップの方がご提案されているのかなとは思っています。非常に悩ましい点ではあると思えますけれども、比較可能性という言葉の中にもさまざまあると思えますので、松本様の見解としては理解させていただきました。

○川西委員長

丹さん、お願いします。

○丹委員

ご説明ありがとうございます。お考えは非常によく分かりました。IFRS 任意適用企業から見て非償却を導入した場合の負担について、さまざまな負担が増えるのではないかとということで、PPA や減損テストの頻度など、有形固定資産等にも広がる可能性もあるなど、いくつか懸念点を教えていただけたと思っています。IFRS を任意適用されている肌感覚として、例えば日本基準を適用しているすべての企業が、IFRS と平仄を合わせた周辺の会計基準を適用しなければならなくなった場合、最も影響が大きいのはどの辺りと感じられているか教えてください。

○松本道彰様

一番影響が大きいというのは結局今申し上げた、まさに現在出てきているのれんや減損など、やはりこの部分だと思います。これはやはり、単純に仕訳を起票するといった話ではなく、将来計画を落とし込んで、ある仮定の中で議論していかなければならないので、その部分というのはどうしても、何が客観的な答えなのかというのはなかなか難しい点があると思えます。ですから、やはり主観や見積りが入り込む、それから将来のある期間の中の仮定が入り込むことになった際に、相応の労力を有しなければならないということが最も負担になってくるのではないかと思います。

○丹委員

分かりました。減損テストのやり方が変わることによってハードルが下がる、というお話もあったと

思いますけれども、肌感覚としては、IFRSに基づく減損テストが適用されて、従来に比べると減損損失を認識する頻度が増え、金額も増加したなど、そのような感覚があるかという点についてはいかがでしょうか。

○松本道彰様

日本基準は兆候を識別した後に割引前のキャッシュ・フローでまず見ます。ここで問題なければクリアということですが、やはり割引後と割引前では全く違いますので、そのような意味では明確に、減損損失を認識しなければいけないケースは、IFRSを導入すると増えるというのは確かだと思います。

○丹委員

分かりました。ありがとうございます。

○川西委員長

ありがとうございます。他いかがでしょうか。穴田さん、お願いします。

○穴田委員

ご説明ありがとうございます。また大変クリアにご説明いただいたので、特に不明点はないですけれども、いただいたご意見の中で、いわゆる実態として、のれんというのは償却すべきものだというお話と、日本の会計基準として考えたときにある種チェリーピックでのれんの非償却のみを導入するべきではないという2つのご意見をいただいたと思っています。そうすると、いわゆるのれんの償却だけに焦点を当てずに、何かしらスタートアップの方の希望といいますか期待に合うような会計基準自体は検討の余地があるとお考えなのか、あるいは、会計基準自体を改正することは本筋ではないので難しいのではないかとお考えなのか、2択でお伺いするのは難しいかもしれませんが、感覚として何かございましたらお伺いできればと思います。

○松本道彰様

のれんを償却すべきか否かに関しては、個人的な意見として申し上げているので、基準としては現在、IFRS上は非償却になっているということですから、IFRSを適用すれば当然のれんを非償却にしなければいけないというのは理解しています。日本基準をどうすべきかというときに、非償却か償却かということよりもIFRSと横並びにするということであれば、日本として、まずIFRS会計基準の方が適切であるという理論的な背景や検証を踏まえた上で変えるということであれば、それには反対しません。実態がそうだとは思っていないから申し上げているだけです。実際にそのような検証を経て、変えるということであれば、それについては全く中立ということであります。ただし、検証がなく単純に先ほど仰られたように、チェリーピックのような形でそこだけ変えるというのは会計基準のあり方としておかしいのではないかと考えています。

○川西委員長

ありがとうございます。他はいかがでしょうか。米山先生。

○米山委員

2 巡目となり恐縮ですけれども、簡単にもう 1 点お尋ねさせていただきます。松本様はご説明の冒頭で、企業会計というのは実態を反映するような情報提供を行うことが重要と仰りました。これは意思決定に有用な情報を提供することと併せて契約を支援することも重要という内容を指しておられることと思っています。一連の公聴会を開くことになった経緯に鑑みると、松本様が仰ったことは必ずしも市場関係者の間で広く浸透していないのではないかという思いが個人的には強まっています。どうお尋ねしたら良いのかは難しいですが、少なくとも松本様の周辺では、ある種の政策目的に資する手段として会計基準を用いる必要が仮にあったとしても、何よりも重視すべきは意思決定に有用な情報の提供である、ということが広く受けられていると考えて良いかどうか、感覚に照らしたもので結構ですので、ご教示いただければ幸いです。

○松本道彰様

皆様に聞いて回っているわけではないので、分からないことも多いですけれども、少なくとも会計に携わってきている者の中では、一定の理解があるとは思いますが。会計の世界を離れると、当然そのように見えないというのは、もちろん利害関係がさまざまあるということは理解しますし、その中で、普段会計に接していない方も含めてどのように捉えられているかということもあると思いますので、その方々がどう思うかというのは別の問題としてあるとは思いますが、会計基準そのものが政策や利害関係を調整するツールになるとするならば、そもそも国際会計基準というものが成り立つのだろうか。国際的なルールとしての前提の中で国際会計基準はさまざまな国の利害調整のツールかということ、そうではないから現在成り立っていると理解しています。それは、税制など政策を色濃く反映するものとは、もちろん国際的な税務ルールはありますけれども、それはあくまでその利害を調整するためのルールでしかなく、根本的な部分というのは各国の法制度の領域に委ねられているというのは明確にそこが違うためであると私は理解をしていますので、逆に言うと、そのような理解がなかなか進んでいないということであれば、逆にそのような点はしっかり本来あるべきものはこうであるという認識をしていただく活動をしていく方が、本来的だと私は思います。

○米山委員

大変よく分かりました。ありがとうございます。

○川西委員長

ありがとうございます。佐藤さん、お願いします。

○佐藤委員

のれんの償却期間について、実態ベースで比較すべきだというご主張だったと思いますけれども、のれんの償却期間の実態ベースをどのように把握するかは非常に難しいと思いますけれども、松本様のお考えがあれば教えていただけますでしょうか。

○松本道彰様

のれんの償却期間を考えていくときにまず最初に考えるのは、何年で投下資本を回収していくのかということが最初の基本的なスタンスになってくると思います。ですから、この期間の中で回収をしていくということで、企業としては最初に当然目標を立てて回収していくということでありますから、それに沿って、年数を決めていくというのが最初の出発点ではないかなと思います。

○佐藤委員

なるほど。ありがとうございました。

○川西委員長

ありがとうございます。他、いかがでしょうか。2巡目や3巡目でも結構ですが、よろしいでしょうか。それではないようですので、質疑はここまでにしたいと思います。松本様、本日は大変ありがとうございました。本日のご説明及び審議の内容につきましては、企業会計基準諮問会議に報告をさせていただきますと思います。以上をもちまして、第567回企業会計基準委員会を終了したいと思います。大変ありがとうございました。

以 上